

公益財団法人日本野球連盟
処分基準ガイドライン

公益財団法人日本野球連盟では、以下のとおり処分基準ガイドラインを制定する。

最終処分権限は会長に属し、戒告・けん責はコンプライアンス委員会（委員長・副委員長及び当該地区委員、事務局）にて処分を草案し会長に具申する。戒告・けん責より重い処分は理事会にて審議し会長が最終結審する。

（１）役員に対する処分の種類

- ・戒告：口頭による注意を行い将来を戒める
- ・けん責：文書による注意、嚴重注意を行い始末書を提出させ将来を戒める
- ・減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額し始末書を提出させ将来を戒める
- ・降格：下位の役職へ移行し始末書を提出させ将来を戒める
- ・諭旨退職：諭旨による退職願いを提出させるが、これに応じない時は解雇する
- ・懲戒免職：理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに評議員会を招集して解任請求を行う

（２）職員に対する処分の種類

- ・戒告：口頭による注意を行い将来を戒める
- ・けん責：文書による注意、嚴重注意を行い始末書を提出させ将来を戒める
- ・減給：報酬又は給与を減額し始末書を提出させ将来を戒める。
ただし職員については労働基準法第91条を限度とする
- ・降格：下位の資格・職位へ移行し始末書を提出させ将来を戒める
- ・出勤停止：一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない始末書を提出させ将来を戒める
- ・諭旨退職：諭旨による退職願を提出させるが、これに応じない時は解雇する
- ・懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職（解雇）とする

（３）指導者、競技者及び審判員（以下総称して「登録者」という）に対する処分の種類

- ・戒告：口頭による注意を行い将来を戒める
- ・けん責：文書による注意、嚴重注意を行い始末書を提出させ将来を戒める
- ・登録資格の停止：一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する
 - （ア）有期の登録資格停止 1ヶ月以上12ヶ月以下
 - （イ）無期の登録資格停止
- ・登録資格剥奪：永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する

付 則 この処分基準は2014年11月1日より施行する。